

熊本県監査委員公告第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により平成29年12月11日から平成30年1月30日までの間に実施した監査の結果に基づき講じた措置を、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年8月6日

熊本県監査委員 濱 田 義 之  
 同 竹 中 潮  
 同 氷 室 雄一郎  
 同 田 代 国 広

監 査 対象機関	監 査 の 結 果	措 置 状 況 等
教育委員会 学校人事課	<p>(授業料に係る収入関係様式について)                      県立学校授業料に係る納入通知書及び督促状について、次の課題がある。                      (1) 特例承認を受けないまま、会計規則に定める様式とは異なる様式を使用している。                      (2) 督促状について、会計規則に定める納期限の指定をしていない。                      (3) 督促状について、審査請求に係る教示を記載していない。                      熊本県会計規則等に基づき、適正な納入通知書及び督促状を使用すること。</p>	<p>督促状の記載事項の見直し後、熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令第3条の規定に基づく様式の特例承認を受けた。                      今後は、熊本県会計規則等に基づき適正な事務処理を行うこととする。</p>
教育委員会 第一高等学校	<p>(体育施設の使用に係る使用料の過徴収について)                      体育施設の使用料を徴収する際、施設使用料の消費税は総額表示方式であるにもかかわらず、合計額に8%加算した額を徴収している。                      体育施設使用料の算定においては、熊本県立学校体育施設の使用に関する条例に基づき適正に処理すること。</p>	<p>過去5年間に遡って調査したところ、体育施設の使用に係る使用料の過徴収が4件（平成28年度分2件、平成29年度分2件）あることが判明した。                      平成29年度分は、平成30年2月28日、同3月1日に収入金の戻出により返金をするとともに、平成28年度分は、主管課（体育保健課）に報告し、平成30年4月4日に償還金の支出科目で支出し返金をした。                      今後は、同様な誤りを防止するため、事務処理の都度、根拠条例や主管課の通知等を複数で確認し、適正に事務を行うこととする。</p>

<p>教育委員会 湧心館高等学校</p>	<p>(雇用保険料等の徴収について) 非常勤職員等の雇用保険料等の徴収について、次の課題がある。 (1)雇用保険料の適用対象外者から誤って徴収している。 (2)社会保険料の適用対象外者から誤って徴収している。 (3)標準報酬月額の変更に伴う社会保険料の増額変更を行わず過少徴収している。 雇用保険法等に従い、雇用保険料等について適切に処理すること。</p>	<p>(1)から(3)について、該当職員へ説明するとともに、迅速に戻出(戻入)を行い、本人への返金(追納)処理を行った。 今回の誤りの原因は、事務担当者の法令等の認識不足、また、複数人数でのチェック体制が機能しなかったことにある。そのため、賃金報酬システムに非常勤職員等の情報登録等をする際は、社会保険や雇用保険等の適用条件を十分に確認するとともに、登録後のデータを出力のうえ関連資料と回覧し、副査、事務長等複数人でのチェックを徹底することにより、誤りを防止するように事務処理方法を改めた。</p>
<p>教育委員会 八代東高等学校</p>	<p>(特殊勤務手当について) 教員特殊業務手当(対外運動競技等の引率指導業務)について、支給対象者に支給していないものがある。 熊本県立学校職員の給与に関する条例等に基づき、追給の手続きを行うとともに、適正に事務処理を行い、組織的なチェックを行うこと。</p>	<p>平成27年度及び平成28年度の支給対象者については、学校人事課給与班に報告し追給の手続きを行うとともに、平成29年度の支給対象者については、年度末に支給の手続きを行った。 また、校内の部活動顧問会で、教員特殊業務手当(対外運動競技等の引率指導業務)に関し説明し、職員の理解を図った。 勤務実績報告書提出の際に、支給対象となる出張がないか旅行命令簿等で確認をし、支給漏れを防止することとした。</p>
<p>教育委員会 人吉高等学校</p>	<p>(特殊勤務手当について) 教員特殊業務手当(対外運動競技等の引率指導業務)について、支給対象者に支給していないものがある。 熊本県立学校職員の給与に関する条例等に基づき、追給の手続きを行うとともに、適正に事務処理を行い、組織的なチェックを行うこと。</p>	<p>支給要件について、主管課である学校人事課に再度確認し、過年度に不支給であった特殊勤務手当の追給手続きを行い、平成30年3月に追給を完了した。 事案の発生原因は、支給要件の未理解によるものと考えられるため、関係条例、規則及び通知の再確認を全事務職員で行うとともに、支給要件に出張が伴うため、給与担当者と旅費担当者の連携により不支給を防止することとした。</p>
<p>教育委員会 熊本商業高等学校</p>	<p>(特殊勤務手当について) 教員特殊業務手当(対外運動競技等の引率指導業務)について、支給対象者に支給していないものがある。 熊本県立学校職員の給与に関する条例等に基づき、追給の手続きを行うとともに、適正に事務処理を行い、組織的なチェックを行うこと。</p>	<p>監査指摘後、再度、手当の支給要件を確認するとともに、未支給であった教員特殊業務手当について速やかに調査し、平成30年3月の給与で支給対象者に追給した。 今後は、勤務実績報告書の作成・点検の際は、添付書類との照合のみでなく、出張が伴うことになるため、関係の担当者(旅費・庶務担当者等)間で連携し、複数人で審査を行うことで支給漏れを防止することとする。</p>

<p>教育委員会 球磨商業高 等学校</p>	<p>(職員の交通法規違反について) 通勤中に司法処分が課された交通法規違反が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通法規違反に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>全職員に対して教育公務員として自覚ある行動をとるように改めて指示し、職員朝会や職員会議などで常に飲酒運転根絶を含む不祥事防止を呼びかけるとともに、職員に対して教頭を講師として信用回復及び再発防止のために飲酒運転根絶を中心とした不祥事防止職員研修を二度行った。 今後は、地元警察の交通課の職員を講師に招き、飲酒運転撲滅を含めた交通安全職員研修を実施するとともに、会議等での職員への呼びかけを継続する。</p>
<p>教育委員会 北稜高等学 校</p>	<p>(特殊勤務手当について) 教員特殊業務手当(対外運動競技等の引率指導業務)について、支給対象者に支給していないものがある。 熊本県立学校職員の給与に関する条例等に基づき、追給の手続を行うとともに、適正に事務処理を行い、組織的なチェックを行うこと。</p>	<p>平成28年度分13名の教員特殊勤務手当(対外運動競技等の引率指導業務)について、学校人事課へ追給の手続を行い、平成30年3月の給与で支給対象者に支給した。 今後は、教員特殊勤務手当について担当者の理解を深めるとともに、給与担当者と旅費担当者との連携により支給漏れがないか確認を行う等、複数でのチェックを行うこととする。</p>
<p>教育委員会 鹿本農業高 等学校</p>	<p>(職員の交通事故等について) 私用中に司法処分が課された人身事故が1件、公務中の交通法規違反が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故及び交通法規違反に対する効果的な防止対策を講じること。</p>	<p>職員に対して、再度、平成24年12月13日付け人第370号総務部長通知と校内申し合せ事項を周知徹底するとともに、不祥事防止研修会を行った。 また、人身事故が発生した日が12月10日であったため、事故の翌月から毎月10日を「飲酒運転根絶の日」とし、校務支援システムや文書セキュアシステムを利用し、交通事故及び交通法規違反に関して注意喚起や意見交換を行っている。 今後も、「飲酒運転根絶の日」の取組や、職員研修会、職員朝会等で注意喚起を継続することで、事故や違反の事実を風化させず、常に自分のこととして意識を高める取組みや、教育公務員としての責任感の向上を図る研修を引き続き行うこととする。</p>
<p>教育委員会 八代農業高 等学校</p>	<p>(特殊勤務手当について) 教員特殊業務手当(対外運動競技等の引率指導業務)について、支給対象者に支給していないものがある。 熊本県立学校職員の給与に関する条例等に基づき、追給の手続を行うとともに、適正に事務処理を行い、組織的なチェックを行うこと。</p>	<p>教員特殊業務手当(対外運動競技等の引率指導業務)について、支給漏れの対象者に追給を行った。 今後は、再発防止のため、主査副査でのチェックの徹底を図るとともに、旅費担当者が、支給対象の出張者に教員特殊業務手当(対外運動競技等の引率指導業務)が支給されているか毎月確認を行い、支給漏れがないように徹底する。</p>

<p>教育委員会 松橋支援学 校</p>	<p>(職員の交通事故について) 通勤中に司法処分が課された交通事故が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>事故や違反をした職員に対して、校長からその都度、教職員として自覚を持ち、緊張感を持った運転をし、併せて時間に余裕を持った運転を行うよう指導した。 また、平成30年2月5日に開催した危機管理委員会で、職員の交通事故、違反に関する現状報告及び今後の研修の在り方について検討し、同3月26日の校内研修にて副校長から安全運転の心構えについて講話を行った。 平成30年度は、4月2日の職員会議にて校長から交通事故、違反を含めた不祥事防止について講話を行うとともに、校務支援システムのトップページに「めざそう交通事故ゼロ!」のスローガンを掲載し、日頃から職員の意識を高める取組を行っている。 今後も、再発防止に向けて、職員朝会や職員会議の折、校長より具体的な事故事例を挙げながら継続した指導を行うなど、交通事故、違反ゼロを目指した取組や校内研修を行うこととする。</p>
------------------------------	---	--

監査対象機関	監査結果に付した意見	意見に対する通知事項
教育委員会 教育政策課	<p>(行政不服審査法改正に伴う教示の修正について)</p> <p>行政不服審査法改正により行政処分に対する審査請求期間が60日から3か月に改められ平成28年4月1日から施行された。しかし、その後も改正前の60日という誤った教示を行っていた事例が県立学校で多数確認されている。教育政策課では、法改正に伴う条例規則の改正照会と併せて法改正に関する情報提供を各課に行っているが、十分に行き届いていない状況にある。再度、行政不服審査法の改正内容について、周知徹底を図られたい。</p>	<p>県立学校への周知徹底を図るため、平成30年3月19日付け教政第1413号で、行政不服審査法に係る教示内容等の確認依頼の文書を発出済み。</p>
教育委員会 教育政策課・学校人事課	<p>(学校現場の業務効率化につながる支援措置について)</p> <p>学校現場において、特殊勤務手当の支給誤りや旅費の算定誤りなどが発生している。</p> <p>教育委員会においては知事部局で利用している庶務事務システムのような算定から支出までの業務をトータルで支援するシステムがないことも、ミス発生や業務負荷の増大の一因と考えられる。</p> <p>費用対効果を考慮し、現在利用しているシステムの一部改善や既存の計算ソフトを活用することでミスの削減や業務の効率化が期待できる。</p> <p>業務改善につながるような、支援策を検討されたい。</p>	<p>事務処理誤りの原因として、事務職員の大量退職、大量採用による若手職員の増加、県の財政再建戦略に基づく定員管理による臨時採用職員の増加等により、職場でのOJTの機会が減少し、事務処理における経験不足の職員が増加していること、会計事務や給与事務等、業務が多岐にわたるのに加え、全てにおいてパソコンを使用したシステム操作の熟知が必要となっていることが考えられる。</p> <p>こうした状況を支援するため、学校現場のニーズに応じた研修（出前研修）や従来から実施している学校訪問（定期訪問）に加え、平成30年度から特に事務処理誤りの多い学校を対象とした学校訪問（随時訪問）を新たに実施する等支援策を拡充することとした。</p> <p>また、業務効率化につながる支援措置として、次の2点を実施した。</p> <p>① 特殊勤務手当に関して、支給誤りの事例を紹介し注意喚起するとともに、支給要件の解釈を付した判定フロー図を发出し各学校に周知した。</p> <p>② 臨採給与に関して、給与反映報告の効率化とミスの削減を図るため既存の計算ソフト（給与算定シート）を一部改善し各学校に配付した。</p> <p>今後も、業務効率化とミス削減の観点から、既存の計算ソフトを活用した勤務実績報告（様式）の整備等について検討を行っていきたい。</p>

<p>教育委員会 学校人事課</p>	<p>(特殊勤務手当の支給要件について)          特殊勤務手当の支給誤りが発生している。          特に教員特殊業務手当等の支給要件等について学校現場の判断に委ねているところが多く、学校により適用にバラツキが生じている。          各手当の支給要件等の解釈について、より明確に周知されたい。</p>	<p>平成30年3月5日付けで「給与だより」を発出し、主な支給誤りの事例を紹介するとともに、支給の有無や要件の確認を各学校に周知した。          また、学校現場の支給要件の判断に資するため、平成30年5月7日付けで、支給要件の解釈を付した判定フロー図を発出し各学校に周知するとともに、給与・旅費事務資料にも掲載した。</p>
------------------------	--	--